菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

令和４年10月12日

条例第22号

 (趣旨)

第１条　この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号。以下「法」という。)第８条第１項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画(以下「市町村計画」という。)に記載された同条第４項第１号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、市町村計画において振興すべき業種として定められた法第23条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業(以下「適用事業」という。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第２条　市長は、法第２条第２項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和８年３月31日までの間に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内の適用事業のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第４項の表の第１号又は第45条第３項の表の第１号の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の９第10項第１号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「適用設備等」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)　製造業又は旅館業　500万円(資本金の額等が5,000万円を超え１億円以下である法人が行うものにあっては1,000万円とし、資本金の額等が１億円を超える法人が行うものにあっては2,000万円とする。)

(2)　情報サービス業等又は農林水産物等販売業　500万円

(課税免除の期間)

第３条　前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して３年度間とする。

(課税免除の申請)

第４条　第２条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除措置の承継)

第５条　適用事業が承継された場合において、適用設備等が引き続き当該適用事業の用に供されているときは、当該適用設備等に対して課する固定資産税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うことができるものとする。

２　前項の規定により適用事業の承継人が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し等)

第６条　市長は、課税免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、課税免除を取り消し、免除した固定資産税の全部又は一部を課することができる。

(1)　適用事業を停止し、休止し又は廃止したとき若しくは適用事業が休止の状況にあると認められるとき。

(2)　課税免除の申請に偽りその他不正な行為があったとき。

(その他)

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

２　この条例は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

３　この条例の失効前に取得等をした適用設備等に対する固定資産税の課税免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附　則

この条例中附則第２項の改正規定は公布の日から、第２条の改正規定は令和６年４月１日から施行する。